

佐賀市地域クラブ認定要項(案)

令和7年11月18日時点

1 目的

この要項は、「佐賀市立中学校部活動及び地域クラブ活動基本方針」に基づき、地域クラブ活動の趣旨に沿って活動するスポーツ・文化芸術団体を、佐賀市が「認定地域クラブ」として認定する制度を整備することにより、生徒が安心して活動に参加できる環境づくりや、活動情報の周知・マッチングを通じた多様な参加機会の創出を図ることを目的とする。

2 認定の要件

地域クラブの認定要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 組織に関すること

ア 市内の中学生を対象とし、地域クラブ活動に自由に加入及び退会できること。(中学生のみを対象とする活動に限らず、中学生以外の世代と一緒にを行う活動も認める。)

イ 地域における生徒の活動機会を確保する観点から、複数の中学校区との連携により構成されることが可能とする。ただし、特定の生徒を対象とした選抜型クラブとならないよう配慮し、年齢・経験に関わらず、誰もが参加できる形態とすること。

ウ 活動拠点は原則として佐賀市内の施設とし、活動場所までの移動については、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。

エ 非営利目的の活動をしていること。

※非営利とは、「利益を上げていない」という意味ではなく、利益を得ても構成員に分配せず、組織の活動目的を達成するための費用に充てることを指す。

オ 地域クラブ活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費等を徴収し、年間収支予算を編成していること。

カ 持続可能な地域クラブ活動の運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。

キ 以下の要件を満たす規約(会則)を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。

(ア) 目的又は理念が記載されていること。

(イ) 入退会及び会費に関する事項が記載されていること。

(ウ) 以下に準ずる役員を置くことが記載されていること。ただし、監事が代表、副代表、会計を兼ねることはできないものとする。

①代表 ②副代表 ③会計 ④監事

(エ) 総会について記載されていること。

ク 生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。

ケ 佐賀県や佐賀市が主催する指導者研修を受講した指導者が役員又は指導者として運営に携わること。

(2) 活動方針や指導方針に関すること

- ア スポーツ庁及び文化庁が策定する「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」、「佐賀市立中学校部活動及び地域クラブ活動基本方針(仮)」を遵守して活動すること。
- イ 指導者や生徒等に対して、活動中及び活動場所への移動中も保障される保険及び個人賠償責任保険へ必ず加入させること。
- ウ 生徒の安全管理と事故防止に努め、体罰・不適切な言動・ハラスメント等の行為は人権侵害行為であり、断じて許されないことを認識して適切な指導を行うこと。
- エ 過度の練習が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことなどを正しく理解して指導すること。
- オ 生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるように、勝利至上に偏ることなく学校部活動に準じた休養日及び活動時間を設定するなど、短時間でも効果が得られるように工夫して指導すること。佐賀市立中学校の部活動で取り組んでいる「佐賀モデル」に基づき、活動時間は週8時間程度を上限とし、週2日以上(うち1日は休日)の休養日を確保すること。
- カ 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、適宜水分補給や休息时间等をとって、適切な指導内容や練習時間を設定すること。
- キ 施設管理者と連携して用具や施設の点検を常時行い、使用する施設のどこにAEDがあるか把握しておくとともに、保護者や医療機関等への連携体制の整備を行うなど、危機管理及び生徒の安全確保に万全を期すること。
- ク 大会等に参加する場合は、大会主催者の求めに応じて、大会等の運営に協力すること。

3 クラブの類型

認定地域クラブは、以下のいずれかに該当するものとする。

(1) 学校部活動派生型

中学校の部活動を前身とし、学校関係者・地域関係者と連携のもと設立されたクラブ。学校との連携を前提とした運営体制を基本とする。

(2) 地域活動型

既存のスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ、地域文化団体、民間クラブ等を母体とし、地域に根差した運営を行うクラブ。既存団体が中学生世代の受け皿として機能する場合や、新たな民間主体が地域と連携して立ち上げたクラブも含む。

(3) その他型 (仮)

世代や分野を越えた連携型、新たに創設される異分野融合型など、柔軟な形で設立されるクラブ。地域や学校に固定されない形で多様な活動を行うことを前提とする。

(補足)

いずれのクラブ類型においても、活動内容の設計や意思決定の場面において、生徒の希望・意見を尊重し、主体的な参加が促進される運営が求められる。

4 認定の申請

認定を申請しようとする団体は、佐賀市地域クラブ認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、佐賀市に提出しなければならない。

- (1) 佐賀市地域クラブ認定要件確認書（様式第2号）
- (2) 団体の規約又は会則
- (3) 団体の役員、指導者、会員名簿
- (4) 団体の概要がわかるもの（活動計画書、予算書等）
- (5) その他、佐賀市が必要と認める書類

5 認定の決定

佐賀市は、前項の規定による認定の申請があったときは、教育総務課を主管として、学校教育課、社会教育課、スポーツ振興課、歴史・文化課とともに、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応じて現地調査や申請団体へのヒアリング等を行い、認定の可否について判断し、「佐賀市地域クラブ認定通知書（様式第4号）」または「佐賀市地域クラブ不認定通知書（様式第5号）」により、申請団体に通知するものとする。認定の期間は、当該認定をした日から当該認定をした日の属する年度の末日までとする。

6 変更の届出

認定を受けた地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という）は、佐賀市地域クラブ認定申請書（様式第1号）の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに、佐賀市地域クラブ認定変更届（様式第3号）を佐賀市に届け出なければならない。

7 認定の取消し

佐賀市は、認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 申請団体から認定の取消しの届出（様式第3号）があったとき
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
- (3) 認定の要件を欠くに至ったとき。
- (4) 認定地域クラブとしてふさわしくない行為があったとき。
- (5) その他、佐賀市が認定地域クラブとして不相当と認めたとき。

8 危険負担

- (1) 認定地域クラブは、その責任において活動を行うものとし、活動時における事故及びトラブルについて、佐賀市に一切の負担をかけないこととする。
- (2) 認定地域クラブの活動等により、第三者から佐賀市に対し損害賠償請求がなされた場合は、認定地域クラブにおいて解決にあたるものとし、もし佐賀市が賠償責任を支払ったときは、佐賀市は、認定地域クラブに補償を求めることができる。

9 運営費用負担

認定地域クラブの活動に必要な費用は、当該認定地域クラブにおいて負担するものとする。

10 支援措置

佐賀市は、認定地域クラブの円滑な運営と地域展開の促進を図るため、次の支援を行う。

(1) 共通支援

すべての認定地域クラブを対象に、以下の支援を行う。

- ・クラブ創設に関する相談対応（会場調整、会則作成支援、指導者紹介等）
- ・広報支援（活動紹介・募集案内 等）
- ・運営・安全管理に関する研修・情報提供

(2) 重点支援

「学校部活動派生型」クラブについては、制度移行を円滑に進める観点から、当面の間、学校施設の優先使用や指導者確保等の重点的な支援を行う。

(3) 施設利用に関する配慮

移行期間中は、部活動と地域クラブが併存するため、学校施設の使用は部活動を優先することを基本とする。このため、「学校部活動派生型」以外のクラブでは希望どおりの使用が難しい場合があるが、市教育委員会は調整や情報提供に努める。

(4) 今後の制度設計

運営費補助や指導者謝金等の具体的支援については、今後の国の制度設計を踏まえ、必要に応じて別に定める。

11 その他

この要項に定めのない事項については、佐賀市が必要に応じて別に定める。

附則

この要項は、令和〇年〇月〇日から施行する。